

ショートステイときわ燕 利用料金表

1. サービスの利用料金 基本料金

	介護保険が適用となる料金(従来型個室)				
	併設型短期入所生活介護費(Ⅰ) 利用者負担額	看護体制 加算(Ⅰ)	サービス提供 体制強化加算 (Ⅰ)イ	送迎加算	介護職員処遇改善 加算(Ⅰ)
要支援1	433円	※要支援1・2 は加算されま せん	18円	184円	※1
要支援2	538円				
要介護1	579円	4円	18円	184円	基本単位+加算× 利用日数×0.083
要介護2	646円				
要介護3	714円				
要介護4	781円				
要介護5	846円				

	介護保険が適応となる料金(多床室)				
	併設型短期入所生活介護費(Ⅱ) 利用者負担額	看護体制 加算(Ⅰ)	サービス提供体 制強化加算 (Ⅰ)イ	送迎加算	介護職員処遇改善 加算(Ⅰ)
要支援1	438円	※要支援1・2 は加算されま せん	18円	184円	※1
要支援2	539円				
要介護1	599円	4円	18円	184円	基本単位+加算× 利用日数×0.083
要介護2	666円				
要介護3	734円				
要介護4	801円				
要介護5	866円				

◎緊急短期入所受入加算 90円/日 (居宅サービス計画書に位置づけられておらず緊急に受け入れた場合等)

本加算の算定対象期間は7日以内とする。ただし、やむを得ない事情等により、14日を限度に引き続き加算を算定します。

◎若年性認知症利用者受入加算 120円/日 (若年性認知症の利用者に対して短期入所生活介護を行った場合)

◎長期利用者に対する短期入所生活介護 -30円/日 (連続して30日を超えて利用した場合減算)

●※1 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)について(支給限度額の対象外となりますが、1割負担です。)

(例) 要介護3で2日間(多床室)利用の場合: $(734+4+18+368) \times 2(\text{利用日数}) \times 0.083 = 186$

(例) 要介護3で多床室利用の1日の金額

$734+4+18+368(\text{送迎往復})+93(\text{介護職員処遇改善加算})+1,380(\text{食費})+840(\text{滞在費})=3,437$

●上記以外の加算項目が発生して場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定します。

介護保険外費用※1

項目	日額	項目	日額
おやつ代	100円	テレビレンタル代	100円
食費	1,380円	口座自動引落とし手数料	実費
滞在費(多床室)	840円	理美容代	
滞在費(従来型個室)	1,150円	クラブ活動費	
		外食・行事費	

●※1介護保険外費用は変更になることがあります。ご利用時にご確認ください。

●その他、必要に応じて実費の料金が掛かる時がありますので、その都度ご連絡をさせていただきます。

2. 所得に応じた滞在費・食費の負担限度額

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方は、サービス利用の滞在費・食費が軽減されます。

※限度基準額を超えた分は第4段階に相当する金額となります。

区分	所得要件1	所得要件2	資産要件
第1段階	生活保護受給者		預貯金額が単身で 1,000万円以下、夫婦で 2,000万円以下の方
第2段階	世帯全員が住民税非課税※	本人の合計所得金額と課税年金収入の 合計が80万円以下の方	
第3段階		第2段階、所得要件に該当しない方	
第4段階	上記以外の方		

※別世帯で配偶者がいる場合、その人も住民税非課税

滞在費・食費

	滞在費		食費
	従来型個室	多床室	1日
第1段階	320円	0円	300円
第2段階	420円	370円	390円
第3段階	820円	370円	650円
第4段階	1,150円	840円	1,380円

3. 社会福祉法人減免

各市町村に申請し、対象となった方に利用者負担の1/4(老齢福祉年金受給者は1/2、生活保護受給者は全額)軽減されます。

※減免証の提示があつてからの減免対象とさせていただきます。

4. 空床利用の場合

特養のベットを使用するため利用者負担が1日あたり、100円プラスになります。

(例) 要介護3の方の場合 : 714円 ⇒814円